

令和6年度 上高地新村橋上部工工事 総合評価落札方式（技術提案評価型）

実施要領

この実施要領は、令和6年度上高地新村橋上部工工事（以下「本工事」という。）の一般競争入札（総合評価落札方式）に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

令和6年（2024年）8月9日付け松本市公告第189号（以下「入札公告」という。）のとおりとする。

2 入札者の資格要件

入札公告第2項のとおりとする。

3 入札手続き等

(1) 公告後から契約の締結に至るまでの手続き

入札公告第3項から第11項までに示すとおりとする。

(2) 入札参加資格確認申請手続き

入札公告第4項に示すほか、下記のとおりとする。

ア 本件入札に参加する特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）

は、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）

のほか、松本市建設工事一般競争入札実施要綱第5条で定められた各種様式（様式第2号から第7号まで、以下「申請書等」という。）を提出し、本工事に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。また、本実施要領4(2)ア企業・技術者の評価に必要な資料を添付すること。

イ 工事の施工実績書（様式第3号）は、入札公告第2項(2)エ及び同(3)ウ、エに掲げる要件に該当する工事の施工実績等を記載することとし、当該工事の契約書の写しのほか、要件を満たすことを確認するための以下のいずれかの書類を添付すること。

(ア) 記載した工事の内容が確認できるCORINS工事カルテの写し

(イ) CORINSに登録が無い等のため(ア)が添付できない場合又は(ア)では、施工実績等の内容の確認ができない場合は、工事概要や鋼橋製作工場の所有が分かる必要最小限度の資料（設計書、仕様書、図面、橋梁製作工場の設備や仮組立状況の写真等）又は発注者の施工証明書を添付すること。

ウ 配置予定技術者一覧表（様式第4号）は、入札公告第2項(2)オ及び同(3)カに掲げる要件を証する書類の写しを添付し、かつ、入札公告第2項(2)カ及び同(3)キに掲げる要件（入札参加申請日以前3カ月以上の雇用関係）を証する書類として健康保険証又は雇用保険被保険者証等の写しを添付すること。

また、入札公告第2項(2)キ及び同(3)クに掲げる要件（価格以外の評価点において

「実績等の評価点」に係る項目で加点となる場合）に該当する実績を配置予定技術者が有する場合は、当該施工実績の概要を様式中に記載し、前号同様の書類を添付すること。なお、同要件に該当する実績を有しない場合は、橋梁上部工工事の施工経験の概要を記載すること。

4 総合評価落札方式

入札公告第7項に示すほか、下記のとおりとする。

(1) 評価項目及び配点等

評価項目			配点	評価点の算出方法	
価格点			67.0点	価格点＝配点×調査基準価格/入札価格 （小数点以下第3位四捨五入2位止め） ※ ただし、調査基準価格以下の入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×入札価格/調査基準価格 （小数点以下第3位四捨五入2位止め）	
企業・技術者の評価点	1	環境マネジメントシステム（ISO14001）又はエコ・アクション21の認証	1.0点	あり	1.0点
				なし	0.0点
	2	労働環境として経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組みの状況（W1）	1.0点	経営事項審査（W1）が30点以上	1.0点
				経営事項審査（W1）が30点未満	0.0点
	3	配置予定技術者の主任（監理）技術者〔専任〕又は現場代理人としての工事实績	1.5点	アーチ橋におけるケーブルエレクション工法の実績あり	1.5点
				最大支間長6.5m以上のアーチ橋架設実績あり	1.0点
				鋼橋上部工実績あり（トラッククレーン架設除く）	0.5点
				実績なし	0.0点
	4	配置予定技術者として女性又は満40歳未満の技術者の配置	0.5点	女性又は満40歳未満の技術者の配置あり	0.5点
				女性又は満40歳未満の技術者の配置なし	0.0点
	5	公告日が属する年度の前年度までの過去3年間に配置予定技術者が取得した各団体が発行する継続教育（CPD）の取組実績	1.0点	建設系CPD協議会に属する団体認定の学習単位が60単位以上	1.0点
				建設系CPD協議会に属する団体認定の学習単位が40単位以上	0.5点
				40単位未満	0.0点

	企業・技術者の評価点計 ※代表構成員及びその他の構成員がそれぞれ該当する評価項目を選択する。	5.0点	配点×構成員の出資割合により加点 [加点＝配点×構成員の出資割合] 例：実績等の評価点計 代表構成員 60% 4点×0.6＝2.4点 構成員 40% 4点×0.4＝1.6点 合計4点
--	---	------	--

評価項目			配点	評価点の算出方法
技術提案の評価点	1	工事のPR	8.0点	上高地対策事業の事業周知・PRについての技術提案を評価する 4段階評価を行い、その評価に応じた係数を当該項目の配点に乗じて算出する
	2	橋梁施工に伴う精度管理、品質管理等の工夫	7.0点	精度管理、品質管理、安全管理についての技術提案を評価する 4段階評価を行い、その評価に応じた係数を当該項目の配点に乗じて算出する
	3	工事工程管理等に関する工夫	5.0点	工事の工程管理と早期竣工に向けた計画についての技術提案を評価する 4段階評価を行い、その評価に応じた係数を当該項目の配点に乗じて算出する
	4	景観・環境への配慮	5.0点	上高地内の景観や自然環境への配慮についての技術提案を評価する 4段階評価を行い、その評価に応じた係数を当該項目の配点に乗じて算出する
	5	配置予定技術者の工事監理能力等	3.0点	配置予定技術者の当該工事への理解度・取り組み姿勢・工事監理能力等についてヒアリングを行い評価する 4段階評価を行い、その評価に応じた係数を当該項目の配点に乗じて算出する
	技術提案の評価点計		28.0点	
	価格以外の評価点		33.0点	企業・技術者の評価点＋技術提案の評価点
	総合評価点		100.0点	価格点＋価格以外の評価点

(2) 価格以外の評価点の評価方法

ア 企業・技術者の評価について

(ア) 企業・技術者の各項目の評価点の算定方法は以下のとおりとする。

- a 環境マネジメント（ISO14001）又はエコ・アクション21の認証
 - (a) あり
 - (b) なし
- b 労働環境として、経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組みの状況（W1）
 - (a) 経営事項審査が30点以上の場合
 - (b) 経営事項審査が30点未満の場合
- c 配置予定技術者の主任（監理）技術者〔専任〕又は現場代理人としての工事实績
 - (a) アーチ橋におけるケーブルエレクション工法の実績あり
 - (b) 最大支間長6.5m以上のアーチ橋架設実績あり
 - (c) 鋼橋上部工実績あり（トラッククレーン架設除く）
 - (d) 実績なし
- d 配置予定技術者として女性又は満40歳未満の技術者の配置
 - (a) 女性又は満40歳未満の技術者の配置あり
 - (b) 女性又は満40歳未満の技術者の配置なし
- e 公告日が属する年度の前年度までの過去3年間に配置予定技術者が各団体が発行する継続教育（CPD）の取組実績
 - (a) 建設系CPD協議会に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が60単位以上
 - (b) 建設系CPD協議会に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が40単位以上
 - (c) 40単位未満
- f 上記a～eを特定JVの構成員ごとに評価し、各項目の配点に構成員の出資割合を乗じて算出する。

(イ) 実績等の各項目の評価は、入札公告第4項の手続きにより提出された下記に示す資料に基づき行うものとする。

ただし、発注機関の長が必要と認めた場合は、提出書類に関するヒアリングを実施し、追加書類等を要求することがある。この場合は、個別に該当者に連絡する。

- a 環境マネジメントシステム（ISO14001）又はエコ・アクション21の認証
提出された評価機関による登録証等の写しにより行う。
- b 労働環境として経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組みの状況（W1）
提出された評価機関による登録証等の写しにより行う。
- c 配置予定技術者の主任（監理）技術者〔専任〕又は現場代理人としての工事实績
特定JV構成員ごとに提出される松本市建設工事一般競争入札実施要綱第5

条様式第4号及び第3項(2)イで定める添付資料

d 配置予定技術者として女性又は満40歳未満の技術者の配置

特定JV構成員ごとに提出される松本市建設工事一般競争入札実施要綱第5条様式第4号で定める添付様式

e 各団体が発行する継続教育（CPD）の取組実績

提出された加盟団体が発行した学習履歴証明書等の写しにより行う。

イ 技術提案の評価について

(7) 技術提案の評価項目ごとに、現地の状況等を把握した上で、工事に当たり技術的に配慮すべきことを提案すること。なお、発注者が考える評価項目ごとの主な課題等は以下のとおりであるが、あくまで例示であり、多様な観点からの課題検討や、それに伴う技術提案を妨げるものではない。

工事のPR：事業の目的を理解しないことによる批判的な情報発信（SNS等）

：多様な来訪者（外国人、散策者）の増加への対応

：技術継承、技術者育成の機会創出

橋梁施工に伴う精度管理、品質管理等の工夫

：ケーブルエレクション等の設備の異常（豪雨、風、地震等）

：床版コンクリートのひび割れ

：現場組立作業や溶接作業における品質・精度管理

工事工程管理等に関する工夫

：豪雨等の災害に伴う工程の遅れ

：通信環境が十分でないことに伴う連絡体制の構築

：資機材運搬に伴う他事業者（宿舎事業者等）との円滑な調整

景観・環境への配慮

：保全対象物（崩落性堆積物、希少猛禽類、水質）への配慮

：外来植物の持ち込み対策

：開山シーズン中の工事における公園利用者への安全配慮

(イ) 技術提案の評価基準は以下のとおりとする。

評価項目		配点	評価の視点	提案事項	評価基準	評価点
技術提案	工事のPR	8.0点	上高地対策事業に対し、正しく理解を深めてもらえるよう、広域かつ効果的なPR手法を提案しているか 技術の継承、技術者育成の観点から有効なPR	工事のPR 上高地再生と安全プロジェクトの目的を十分理解した上で、多様な歩道利用者に対するプロジェクト（工事）のPR内容やPR手法について、提案を記述してください。 また、大規模公共事業であることから、建設関係者の施工技術の維持・向上、育成・確保に	A B C D	点

			手法を検討しているか D X技術などを利用し、よりなじみやすく理解を深められるP R手法を検討しているか	向けたP R手法について、提案を記述してください。 なお、本工事現場は、事業・工事P Rの観点から、遊歩道利用者の視線を遮ることなく施工することを想定しています		
橋梁施工に伴う精度管理、品質管理等の工夫	7.0点	精度管理、品質管理、安全管理に係る管理方針・管理計画が具体的に提案されているか	橋梁施工に伴う精度管理、品質管理等の工夫	気象条件、周辺地形、利用状況を踏まえ、上部工架設時、床版施工時における精度管理、品質管理、安全管理について、対策とその理由を提案として記述してください	A B C D	点
工事工程管理等に関する工夫	5.0点	上高地における現地状況を深く理解し、実行可能性の高い工程計画ならびに早期供用に向けた計画を提案しているか	工事工程管理等に関する工夫	上高地における気象条件、利用状況、施工可能期間を踏まえた工程管理や、早期竣工に向けた工程管理について、施工上の工夫や不測の事態への対応等を提案として記述してください	A B C D	点
景観・環境への配慮	5.0点	上高地の現場状況、自然環境や動物等の生態を理解し、景観や利用環境、自然環境に配慮した施工計画を立案しているか	景観・環境への配慮	工事施工時や資機材運搬時における利用環境、自然環境（動物、植物、地形・地質、水質）への配慮、利用環境を考慮した景観上への配慮について、対策とその理由を提案として記述してください	A B C D	点

	配置予定技術者工事監理能力等	3.0 点	配置予定技術者は、工事の特徴・施工上の課題を理解し、質問に対する明瞭な回答をしているか。また、発注者と適切にコミュニケーションをとれるか	配置予定技術者の工事監能力等	A B C D	点
--	----------------	----------	--	----------------	------------------	---

a 令和6年度上高地新村橋上部工工事技術評価委員会設置要項（令和6年6月4日松戦ア第52号）に定める技術評価委員会における各委員の評価は以下のとおりとし、全委員の算出結果の平均値を評価点とする。

b 評価基準はA、B、C、Dの4段階評価とする。

c 評価点は、各評価項目に対する配点に、評価基準ごとに定めた係数（A＝1.0、B＝0.6、C＝0.4、D＝0.0）を乗じて算出する。なお、適正な評価手続きに必要な事項は、別途評価要領によるものとする。

参考

配点10点の評価項目の場合は、以下のとおりとなる。

評価Aであれば、 $10 \times 1.0 = 10.0$ 点 評価Cであれば、 $10 \times 0.2 = 2.0$ 点

評価Bであれば、 $10 \times 0.6 = 6.0$ 点 評価Dであれば、 $10 \times 0.0 = 0.0$ 点

(ウ) 技術提案の提出様式は、別記様式（様式-技術提案-A4）とし、評価項目ごとに1枚以上2枚以内で記述すること。なお、一つの評価項目につき3件まで技術提案をすることができる。

技術提案の様式には、図・表・写真等を挿入することはできない。

(エ) 技術提案には、その内容の理解を助けるための参考資料（以下「技術提案参考資料」という。）を添付することができる。技術提案参考資料は、別記様式（様式-技術提案参考資料-A3）とし、評価項目ごとに1枚以上2枚以内とする。

技術提案参考資料の様式には、図・表・写真等を挿入することができる。

(オ) 技術提案及び技術提案参考資料の枠内には、特定J Vの名称等、提案者が特定できる表記を避けること。

(カ) 技術提案及び技術提案参考資料の枠内の記述は、文字を11ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）の大きさに記述すること。

(キ) 技術提案、技術提案参考資料とも所定の項目数、枚数を超過した場合、当該評価項目について評価しない。

また、技術提案の審査において、技術提案の内容が認められない場合（提案項目ごとの記載が網羅されていない場合）も、当該評価項目について評価しない。

なお、ここでいう「評価しない」とは、評価基準の判定を行わず0点とすることをいう。

(ク) 技術提案の作成に当たっての留意点

- a 提案の履行の確実性、安全性等が分かるように記述する。新技術・新工法を用いる場合は、施工実勢や試験施工実績、特許等の資料情報を技術提案参考資料中に記載する。また、必要に応じて関連文献や実験データ・解析データも記載するなどして、分かりやすい提案に努めること。
- b 提案は、期待できる効果が分かるように記述し、その内容について具体的に記述するとともに、最低限の要求要件と比較するなどして提案によって期待できる効果を具体的に記述すること。
- c 説明は、可能な限り定量的に行うこと。使用するデータは、測定的年代、条件、方法、試験期間等により有効性を十分に確認すること。
- d 技術提案された工種等に数量等の増工が発生した場合、原則として技術提案の履行義務があるものとし、増工分に係る技術提案履行による費用についても基本的に変更対象とはしない。

(ケ) 各特定JVが提案しようとする技術提案に係る質問は原則として受け付けない。公平性・透明性確保の観点から、質問・回答は原則全て公開するので、企業秘密など公開されたくない内容を含む質問はしないこと。

(コ) 技術提案等に対するヒアリング

- a 提出された技術等提案に対し、令和6年10月7日（月）にヒアリング（非公開）を行う予定である。

なお、都合により日程が変更となる場合があるので、日付、時間、場所等は別途連絡するが、ヒアリングの順番は技術提案書等の受付の遅かった者から順番に行うこととする。

- b ヒアリングの時間は、機器の設置・撤収の時間を含め概ね45分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分、前後5分を準備・撤収の時間とする予定）。
- c ヒアリング時は、審査の公正を期するため、提案者が特定できないようにプレゼンテーション等を実施すること。
- d 説明者は、松本市建設工事一般競争入札実施要綱第5条様式第4号で提出された特定JVの各構成員の配置予定技術者とする。
- e 説明補助者の出席も認めるが、説明者も含め特定JVとして4人までの出席とする。
- f 配置予定技術者が説明補助者に補足説明をさせる場合は、評価委員会委員長の許可を得ること。
- g 説明は、事前に提出した技術提案及び技術提案参考資料によるものとし、当日の追加資料は模型を含め認めない。
- h プレゼンテーション用ソフトを用いた説明を行うことは認めるが、その場合に使用する機器・機材は、スクリーン及びプロジェクター（接続ケーブルはHDMI端子又はアナログRGB端子に限る。）以外を入札者側で用意すること。

なお、この場合においても、技術提案及び技術提案参考資料に記載した内容以外の情報を盛り込むことは認めない。

- i ヒアリング時に口頭にて提案された内容についても履行義務が発生するものとする。
- j 契約後の技術提案の履行にあたっては、発注者の承認を得るものとし、その後建設工事に着手できるものとする。

5 総合評価落札方式に係る資料の提出方法

(1) 実績等の評価に用いる資料の提出方法

入札公告第4項により提出を受けたものを用いる。

(2) 技術提案の評価に用いる資料の提出方法

入札公告第6項に示すほか、下記のとおりとする。

ア 提出形式

技術提案書を表紙とし、評価項目順に技術提案及び技術提案参考資料を並べ、袋とじの上提出してください。

イ 注意点

技術提案参考資料は、他の用紙の大きさにあわせ片袖折りにすること。

6 問い合わせ先

本実施要領に関する質問等は、入札公告に示す問い合わせ先に行うこととする。

なお、質問の方法は入札公告第4項によるものとする。

総合評価落札方式（技術提案評価型）の評価要領

1 趣旨

この評価要領は「総合評価落札方式実施要領」に基づいて適正な審査手続きを実施するため、必要な細目を定める。

2 評価方法

- (1) 技術評価委員会は、技術提案の内容を技術提案書及びヒアリングにより評価する。
なお、技術評価委員会は非公開とし、会社名を伏せて審査する。
- (2) 評価の区分は、次のとおりとする。

評価段階	評価基準	係 数
A	・ 非常に優れた提案がある。 ・ 高い効果が期待できる提案がある。	1.0
B	・ 評価の視点に即し、優れた提案がある。 ・ 効果が期待できる提案がある。	0.6
C	・ 評価の視点に即している。 ・ 効果が期待できる提案がない。	0.2
D	・ 提案がない、又は評価できない。	0.0

ア 評価は絶対評価により行う。

イ 提案数の多さは、評価の対象としない。

- (3) 評価点は、配点に係数を乗じて算出し、評価者の平均点（少数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止め）とする。

- (4) 技術提案の評価の視点は、各評価項目における評価の視点のほか、次のとおりとする。

ア 入札参加者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し、評価する。

イ 何が課題かを的確にとらえ、正しく認識しているか。

ウ 設計図書、現場条件、設計条件等を踏まえた提案となっているか。

エ 提案内容が、技術基準等を満たしているか。また明らかな法令違反がないか。

オ 提案内容は、具体的手法とその効果、実績などが記載されているか。

カ 配置予定技術者が、提案を理解しているか。

キ 配置予定技術者の責任において、技術提案書が作成されているか。

ク 曖昧な表現など、実施内容が不明瞭な提案、確実性・実効性に疑義のある提案、目的物の品質の低下が懸念される提案ではないか。

ケ 設計図書の変更が伴う提案は「評価できない」とする。ただし、変更内容が軽微であり、かつ効果が期待され、「設計図書で示す協議事項ではないもの」、「工事目的物の変更が伴わないもの」の条件を満足するものは除く。